



当会の発足が、昭和60年の年金一元化に伴う、いわゆる共済年金の改善に対応し、退職者の将来に対する警鐘を鳴らし、安眠に陥らぬよう自覚を求めることにもあった。

しかし、その後の経緯をみると、共済年金受給退職者の多くが、在職中からの準備や、土地・子ともいえる親からの財産相続などによつたり、地価の低い時代に入手が出来た世代でもあったため、私たちの想像以上生活にゆとりがあり、恵まれていることが分かった。

そして、多くの会員の方々が、趣味の会などに期待されていることを

趣味は、身と心を健全にし 人間性を豊かにする。

趣味なくしては生き残れない
『歴史散歩の会』発足

神奈川県職労
退職者こだま会報
NO. 18

知り、その対応に苦慮していたところである。

趣味の会の発足に際して、その成否は、代表世話人に、その人を得る可否にある。

このようなとき、有難いことに荒井太郎会員から、「歴史散歩の会」のご提言をいただき、早速当会としては、第一弾として、青木事務局長を中心に、田中英子副会長・その他の役員が積極的に参加協力することとし、九月二十五日の第一回史話会(講師荒井太郎氏)に引続き、十月四日第一回歴史散歩の会を実施したところ、当日は、臨時参加者もふえ、当初申込者の倍増の二十余名の参加を得たのである。

この余勢をかって次のような、第二回の史話会(歴史教室)と、舞台を大磯に移して、第三回史話の会を実施することになった。

更に多くの会員ご参加を期待したい。

明年のNHKの大河ドラマは、吉川英治氏の私本太平記・南北朝をめぐるドラマが展開され、歴史熱もいやが上にも高まろうとしている。

なお、各趣味に造詣の深い方々に集っていただき、今後の各種趣味の会発足等について、討議してみたいとも思っている次第である。

(K)

お知らせ

歴史散歩の会

第二回史話会(歴史教室)

日時 平成三年一月一八日(金)
午後一時三〇分
会場 自治会館六〇二号室
テーマ 鎌倉史話(その2)
会費 無料
講師 荒井太郎

第三回史話会(歴史教室)

日時 平成三年二月一四日(木)
午後一時三〇分
会場 自治会館六〇一号室
テーマ 東海道大磯宿のロマンと史跡を訪ねて
出席希望者は官製ハガキに住所氏名、電話番号明記の上、左記へお申込み下さい。三〇名/切、先着順
〒231横浜市中区本町四丁目三七
県職労退職者こだま会
歴史散歩の会係

写真と 東慶寺のこと

写真は東慶寺での参加者一同顔合わせ

鎌倉は、京都、奈良に続いて、史跡の宝庫である。源氏、北条と続く百年幕府のあったところ。

さて、最初に参詣した東慶寺は明治に至るまで、男子禁制の駆け込み寺、縁切寺として有名。

また、五世後醍醐天皇の皇女用堂尼以来松ヶ岡御所といわれ、二十世は豊臣秀頼と側室の間に生まれた息女天秀尼など、この東慶寺にまつわる話題は多い。荒井太郎氏の名解説に時間の経つのも忘れた一同であった。

平成二
分年度

所得税確定申告の準備を始めましょう

退職者年金等の所得区分は「雑所得」になっているため、確定申告が必要で
退職後引続いて勤務している方は、職場での年末調整による所得税源泉徴収票を添付して再度確定申告することになります。

既に毎年確定申告をしている方も、申告書の書き方を忘れかけた一年後にまた確定申告期がやって来ます。
これから送られて来る添付書類(生保、火災保険など)等整理しておくことが大切です。

所得税 確定申告 道しるべ

新しく退職された方へ

(1) 本年三月末、退職された方は、
明年(平成三年)の確定申告期

間に本年(平成二年)分の給与所得と新たに四月以降に支給される共済年金所得(雑所得扱)などが申告の対象となります。

(2) 確定申告は毎年2月16日から3月15日までに申告することになっていますが、2月15日以前でも確定申告書を提出できま

す。ただし、3月16日を過ぎると納税額が確定した場合には、納税が遅れると、3月16日から5月15日までの間は七・三%、5月16日以降は年一四・六%の割合で、延滞税がかかります。

このため金融機関からの振替納税の手続きをするよう、税務署からすすめられます。振替は四月十五日頃になっています。

(3) 確定申告書類は居住地の税務署から毎年一月二十五日頃発送されますが、本年退職され、明年初めて確定申告をされる方には郵送されない場合も多いので、税務署へとりに行かれるとよいでしょう。

(4) 初めて自分で確定申告書を作成する場合は、同封されている、

申告書の書きかたや、手引きを読んでもよく分からず、また明快な解説でもないもので、判らないことが多いものです。

(5) こんなときは、自分で一応書いてみて、不明の点を、早めに税務署の税務相談室か、金融機関や市町村の税務相談日を確かめて、早めに相談に行かれるとよいでしょう。

(6) 税務署の相談室は、確定申告期日が近くなると、一日がかりを要する程の混雑ですから、確定申告書類が届いたら、早く処理されることをおすすめします。

(7) 毎年のように税額控除額が変更することが多く、当会報などで予備知識を得ておくことも役に立つでしょう。

あなたが損をしないために

(1) 昭和62年の第110国会で所得税の一部改正により、昭和63年一月一日以降は、公的年金が、雑所得となったのは周知のとおりです。

(2) しかし、雑所得になっても、従来どおり税が源泉徴収ができるようになり、公的年金でも一定の方法で計算した金額を控除した年金額に対して「一〇%」の税率で源泉徴収によって先取

(次頁へつづく)

施工 平成2年4月1日

シ	歳 以 上		上	
	アリ (69歳以下)		アリ (70歳以上)	
2年分	平成元年分	2年分	平成元年分	2年分
2,250,000	2,866,666	3,066,666	3,000,000	3,200,000
1,400,000	1,316,666	1,516,666	1,350,000	1,550,000
500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
ナシ	350,000	350,000	450,000	450,000
ナシ	350,000	350,000	350,000	350,000
350,000	350,000	350,000	350,000	350,000
2,250,000	2,866,666	3,066,666	3,000,000	3,200,000

【参考】

- 公的年金等控除額の引上げ
 - 定額控除額 (§35④ I)

64歳以下	40万円→	50万円
65歳以上	80万円→	100万円
 - 同最低保障額 (§35④)

64歳以下	60万円→	70万円
65歳以上	120万円→	140万円
 - 源泉徴収不要限度額 (施行令§319の8、II)

64歳以下	60万円→	105万円
65歳以上	120万円→	175万円

(参考) 元年分 『所得税の確定申告の手引き』から
元年分 公的年金等に係る雑所得の速算表

- この表は、公的年金等に係る雑所得の金額を求めるためのものです。
- 公的年金等に係る雑所得の金額の求め方……「公的年金等の収入金額の合計額」を、年齢区分に応じ、この表の「公的年金等の収入金額の合計額」欄に当てはめ、その当てはまる行の右側の「割合」を「公的年金等の収入金額の合計額」に掛けて一応の金額を求め、次に、その金額からその行の右端の「控除額」を差し引いた残りの金額が求める公的年金等に係る雑所得の金額です。

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計額	割合	控除額
大正十四年一月一日以後に生まれた人(64歳以下)	1,199,999円まで	—	600,000円 (公的年金等の収入金額の合計額を限度とします。)
	1,200,000円から 3,999,999円まで	75%	300,000円
	4,000,000円から 7,599,999円まで	85%	700,000円
	7,600,000円以上	95%	1,460,000円
大正十四年一月一日以前に生まれた人(65歳以上)	2,399,999円まで	—	1,200,000円 (公的年金等の収入金額の合計額を限度とします。)
	2,400,000円から 4,399,999円まで	75%	600,000円
	4,400,000円から 7,999,999円まで	85%	1,040,000円
	8,000,000円以上	95%	1,840,000円

(注) 例えば、大正十四年1月1日以前に生まれた人で「公的年金等の収入金額の合計額」が300万円の場合には、求める公的年金等に係る雑所得の金額は次のようになります。

$3,000,000円 \times 75\% - 600,000円 = 1,650,000円$

(前頁からつづく)
りされます。人によっては、払い過ぎている恐れもあり、申告しないと損をする場合があります。(国民健康保険税、生命保険料等)

(4) 同時に特に注意すべきは、源泉徴収の対象となった所得額(諸控除を行わない前の額)が、そ

火災保険料など)や医療費(一〇万円以上)の控除が認められません。のまま住民税や、国民健康保険の課税対象の基礎となり、二重、三重の重い必要以上の税金を納め過ぎる場合が生じる場合があります。

公的年金非課税限度額 (平成2年3月31日、平成2年法律第12号所得税法一部改正)

受給者の年齢	64歳以下		65歳以上		配偶者の状態	ナ
	ナ	シ	ナシ	アリ (69歳以下)		
年金支給年額	950,000	1,050,000	1,800,000	1,900,000	アリ (70歳以上)	ナ
公的年金等控除額	600,000	700,000	750,000	850,000	ナシ	ナシ
控除額	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ
配偶者控除額	ナシ	ナシ	350,000	350,000	ナシ	ナシ
配偶者特別控除額	ナシ	ナシ	350,000	350,500	ナシ	ナシ
基礎控除額	350,000	350,000	350,000	350,000	ナシ	ナシ
(課税最低限度額)	950,000	1,050,000	1,800,000	1,900,000	ナシ	ナシ



旧北条高時邸跡の宝戒寺
一般に萩寺という。白い萩が未だ残っていた。



歴史話を聞いて参加すると興味倍増
(9月25日史話会)

第一回 歴史散歩の会
カメラリポート



安産のお守り大巧寺で解散、疲れなく楽しい
一日でした。(鎌倉駅近く)



参加者20余名、出発前儀よく(10月4日)
日程を聞く(北鎌倉駅前)

第4回全国高齢者大会 9.1~9.2 岡山市

こだま俳壇



分科会



一万人参集する

カメラ 明田剛一

別離の日お白粉花のホロと散る
湯上りの浴衣を透す秋気配
大屋根の美事な反りや萩の寺
夏雲祇園太鼓と躍り出る
落日に溶ける江の島晩夏光
役者絵を斜に抱いて羽子の市

◆ ◆ ◆

山本 万吉
荒井 太郎

投句大歓迎、会員の俳句を誌上で
ご紹介いたします。用紙は官製ハガキで
三句、当季雑詠、当会まで。

「加入のおすすめ、と
会費納入ご案内」

「退職者こだま会」へ加入ご希望の方には、規約・入会申込書、会費振込用紙などお送りします。お申込ください。

・所在地
〒231 横浜市中区本町四の三七
神奈川県職労事務局内
「退職者こだま会」宛
(電話)〇四五(二〇一)二一一一
(内線七九五三)
〇四五(二一一)三二七九

・振替口座
横浜銀行県庁支店
普通預金口座番号
八七八、一三九

神奈川県労働金庫本店
普通預金口座番号
一一四八六四二

郵便振替口座
横浜五一六六五八〇

会費関係
(1)入会金 一、〇〇〇円
(2)終身会費 二〇、〇〇〇円
なお、年会費二、〇〇〇円もあります。